

令和元年度第1回日本一の健康長寿県構想幡多地域推進協議会 議事録

日時：令和元年8月7日(水)

場所：幡多総合庁舎3階大会議室

(事務局)

皆様どうもお疲れ様です。

ちょっとそれは定刻の前ではありますが、委員の皆様がそろっておりますので、これから早速始めさせていただきたいと思います。

それでは令和元年度第1回日本一の健康長寿県構想幡多地域推進協議会の方を開催いたします。

議事に入りますまで、事務局が進行させていただきます。

開会に当たりまして、幡多福祉保健所長、澤田よりご挨拶を申し上げます。

(幡多福祉保健所長)

(あいさつ)

(事務局)

それでは続きまして、委員の出席状況を報告させていただきます。

その前にですね、今年度初回の会議でございますので、人事異動ですとか役員改正などで、委員の変更などもございましたので、申し訳ございませんが、自己紹介の方をしたいと思います。会長さんから時計周りをお願いいたします。

\*自己紹介

- ・A 委員 会長 (幡多医師会)
- ・B 委員 副会長 (幡多歯科医師会)
- ・C 委員 (幡多けんみん病院)
- ・D 委員 (訪問看護ステーション連絡協議会)
- ・E 委員 (高知県老人福祉施設協議会)
- ・F 委員 (幡多福祉保健所管内健康づくり婦人会)
- ・G 委員 (四万十市社会福祉協議会)
- ・H 委員 (幡多ブロック民生委員児童委員協議会)
- ・I 委員 (四万十労働基準監督署)
- ・J 委員 (四万十市高齢者支援課)
- ・K 委員 (四万十市健康推進課)
- ・L 委員 (宿毛市長寿政策課)
- ・M 委員 (土佐清水市健康推進課課長)

- ・ N 委員（黒潮町健康福祉課）
- ・ O 委員（大月町保健介護課）
- ・ P 委員（三原村住民課）
- ・ R 委員（高知県国保連合会幡多支部）
- ・ 幡多福祉保健所長、事務局

（事務局）

皆様どうもありがとうございました。

それでは欠席の委員様のご案内をさせていただきます。

県薬剤師会幡多支部 S 委員、並びに食生活改善推進協議会 T 委員は、他の用務により欠席となっております。

それではただいまから本会議に入りますが、議長は、幡多地域推進協議会設置要綱第 4 条第 2 項に基づき、推進協議会会長が議長を務めることとなっております。

A 会長様、よろしくお願いいたします。

（A 会長）

それでは、この会議は会次第に沿って進めて参りますが、時間の関係もございますので、進行は事務局にお任せします。委員の皆様、円滑な進行にご協力をお願いします。それでは、事務局より議題について、説明願います。よろしくお願いいたします。

（事務局）

（日本一の健康長寿県構想第 3 期の説明）

（地域包括ケア体制整備検討会の報告）

地域包括ケア体制整備検討会の報告につきましては以上となります。

ご意見等ございましたら、発言のほどよろしくお願いいたします。

（A 議長）

（独居高齢者の処遇決定のプロセスの）説明の中で、身寄りのない人が手術しなければならぬ場合、遠い親戚から（意向や承諾意思を確認しながら）ということだったが、市町村に許可をもらって代行できるようなシステムっていうのは、難しいよね。

（事務局）

首長さんが身元引き受け人になるというのは、厳しいと思いますので、全国規模で身元引受サービスをしてる一般社団法人等が、こちらの地域でも使えるかどうかを、ネットで調べてみてみたところ。ブロックごとに連絡先があって、中四国が一つのブロックにもあります。あとは、このような身元引き受けを使っていいかどうかとなると、またそれぞれケースケースで進め方を検討していくことにはなると思います。なかなか難しい問題だと

思います。

(A 議長)

今後の検討課題の一つには入ってます。よろしくお願いします。

(幡多福祉保健所長)

前回の部会でもその話になりまして、市町村での引き受けはなかなか難しいということで、個別のケースに従って、親戚を探して何とか引き受けてくれる人を探しているのが現状です。

今後どうやってやっていくかというのは、先進事例なんかも研究しまして、取り組むの方向性を探っていきたいとは考えています。

(奥谷議長)

また、よろしくお願いします。

(事務局)

次の項目のほうに移らさせていただきたいと思います。

(働きざかりの健康づくり推進検討会報告)

それでは、幡多けんみん病院では、早くから敷地内禁煙に取り組んでいらっしやっただけけんみん病院のC委員に、その取り組みについてご紹介いただきます。

(C 委員)

(幡多けんみん病院の敷地内禁煙の取組を報告)

(事務局)

四万十市さんは、敷地内禁煙に向かうまでに、庁内でも話し合いをされたり、横の連携を取りながら、取り組まれたので、そのことについてお話させていただきたいと思います。

(K 委員)

(四万十市の敷地内禁煙の取組を報告)

(幡多福祉保健所長)

(幡多総合庁舎の取組を紹介)

(E 委員)

四万十市の場合、吸い殻の処理はどうするんですか。福祉保健所では、自分自身が灰皿を持ってという説明ですけど。。

(K 委員)

庁舎管理のとして処理するかどうかっていうことになるかと思うんですが、喫煙場所として表示をし、その利用者の責任で対応してもらうようになるんじゃないかというのが、今の見通しです。

(E 委員)

喫煙者の責任で始末する？

(事務局)

基本は自己回収です。

業務として、実のない方が清掃なりにあたるのは、法律の趣旨に反しますので。

(E 委員)

本当に昔、たばこが公にというか、オープンで吸ってた時代。

皆さん、私達もそうですけど、事務をしながら、机の上には灰皿に、吸い殻がたくさんあって、そのまま、後始末は庶務の方がしてたという時代もありましたので、ああいうことは、おかしいなと思います。

(事務局)

できるだけ、区域区域を明確にして、他の方が入らないようにっていうのは、大前提ですので、総じて吸い殻は、当然吸われた方が、エチケットもそうでしょうし、法律上の考え方も持って帰っていただくというのが必要なことで、もしそこに灰皿を置いているとやっぱちょっとおかしいんだろうなっていう気はしますね。

(G 委員)

社会福祉センターの館内は当然禁煙にしているんですが、駐輪場に1カ所たばこを吸うところを設けているんですけど、掃除を清掃委託先の方にですね、やっていただいているような経過があって、それはどうなのかなと思いました。基本的には場所は提供するけど、灰皿とか撤去したほうがいいというような考え方でしょいかね。

(事務局)

基本はそうだと思いますけどね。

(F 委員)

婦人会の方では、やっぱりいろいろと皆さん声かけで、この受動喫煙対策については啓発りを広めております。

今、お聞きして、皆さんのそれぞれの場所で努力してくださってる。

このような事業所などの取組を、これまで知りませんでした。

私たちは、家庭とか、子供さん対象とかに、自分たちの身近なところでの啓蒙活動を、今後とも続けていきます。それで、会などでは、今日のお話をさせていただいていこうと思います。

(事務局)

それでは、血管病対策について、宿毛市さんでの方の取組みをお願いしたいと思います。

(L 委員)

(宿毛市から血管病対策の取組の報告)

(A 会長)

皆さんどうもありがとうございました。その他の委員の皆さんから何か質問、ご要望がないでしょうか。

よろしいようでしたら、これで第1回の日本一の健康長寿県構想幡多地域推進協議会を閉会します。